

寄付文化の育成と 税制改革

個人や法人が支出した寄付金については、一定の要件の下に、所得控除や損金算入が認められています。今回は、所得税の寄付金控除限度額の改正や寄付金の日米比較について、一寸考えてみます。

(1) 所得税の寄付金控除（所得控除）

個人が一定の特定寄付金を支出したときは、次の算式で計算した金額が寄付金控除として所得から控除されます。

〔算式〕

$$\left(\begin{array}{l} \text{所得金額の30\%} \\ \text{(改正前25\%)} \\ \text{又は特定寄付金} \\ \text{のいずれか少ない金額} \end{array} \right) - 1 \text{ 万円} = \text{寄付金控除額}$$

算式にあるように、寄付金控除の控除対象限

度額が総所得金額等の30%相当額に引き上げられました。

(2) 寄付金の実体

毎日新聞（7月18日付）の社説によりますと、日本の1家庭あたりの寄付金は年間約3000円と米国の60分の1程度だそうです。

法人同士の日米比較であれば、日本は米国の3分の1程度だそうですので、個人に寄付金文化が定着していないことが明らかです。

(3) 寄付金税制の今後

税制をむやみにいじれば寄付金風土ができるというものではないでしょうが、寄付に対する意識の変化のきっかけとなることは確かでしょう。

現状わが国では、寄付金が寄付金控除の対象となる特定公益増進法人は全国約6000件の公益法人のうち約900件に過ぎません。さらに、寄付金控除ができる認定NPO法人は、NPO法人約2万件のうち約30件にしか過ぎません。

寄付金優遇対象法人拡大についての今後の税制改正の方向性を注視してゆきたいと思います。

ナマの税務相談室

Q

O電鉄の紹介で参りました。Sです。

A

昨日、担当のY氏から案内を受けております。

Q

先生、T公団の買取申出証明書と収用証明書です。買取年月日は17年5月27日です。対象は私の住宅とその敷地です。ほかに移転補償もあります。

A

S一郎、家屋2,300万円。土地共有持分2分の1、3,600万円。S花子、土地1,800万円。S敏郎、土地1,800万円の買取証明ですね。

Q

先生、収用特例は、代替資産の特例と特別控除の特例とか、S家の三人はどの選択をすればよいのでしょうか。

A

S一郎さん、家屋2,300万円、土地3,600万円、計5,900万円の対価……。聞くとところによると、S一家は現在O電鉄が収用された人のために分譲中のDタウンの宅地を申し込んでいるそうですね。

収用特例 の選択

Q

ハイ、一郎が申込中で約6,000万円、その地上に居宅120㎡を3,000万円で新築するべく、手配中です。

A

私の案としてお勧めしたいが、S一郎氏が居宅3,000万円と土地の共有持分2分の1、3,000万円相当を代替資産計6,000万円で取得、税金0。花子、敏郎氏のお二人は共に共有持分4分の1、1,500万円相当を代替資産として取得する方法がありますが、対価1,800万円、代替1,500万円で300万円の譲渡益、税率15%45万円の税金がかかり、特別控除なら税金は0です。

Q

先生、私S一郎は代替資産を選択します。花子、敏郎は特別控除を選択しますが、先生のいわれるよう土地は両名が4分の1をそれぞれ共有にしたいと思っています。お蔭様で先生のお勧めで三人とも税金が0になりました。三人の確定申告を来年よろしくお願いします。

ナマの税務相談室